大田区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等及び指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

(平成25年条例第10号)新旧対照表

新

○大田区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等及び 指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準を定める条例

> 平成25年3月15日 条例第10号

目次

第1章から第3章まで(略)

第 4 章 介護予防認知症対応型共同生活 介護

第1節 基本方針(第70条)

第2節 人員に関する基準(第71条一第 73条)

第3節 設備に関する基準 (第74条)

第4節 運営に関する基準 (第75条—第 86条)

第5節 介護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準(第87条一第 90条)

第5章 雑則(第91条)

付則

第1条·第2条(略)

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

第3条第1項・第2項(略)

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業 者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等 のため、必要な体制の整備を行うととも に、その従業者に対し、研修を実施する等 の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業 者は、指定地域密着型介護予防サービスを 提供するに当たっては、法第118条の2第 1項に規定する介護保険等関連情報その 他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行 うよう努めなければならない。

旧

○大田区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等及び 指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準を定める条例

> 平成25年3月15日 条例第10号

目次

第1章から第3章まで(略)

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介 護

第1節 基本方針(第70条)

第2節 人員に関する基準 (第71条一第73条)

第3節 設備に関する基準 (第74条)

第4節 運営に関する基準 (第75条一第 86条)

第5節 介護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準(第87条一第 90条)

新設

付則

第1条・第2条(略)

(指定地域密着型介護予防サービスの事業 の一般原則)

第3条第1項・第2項(略)

新設

第2章 介護予防認知症対応型通所介 護

第4条から第7条まで(略)

第2款 共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護

(従業者の員数)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事 業所(指定地域密着型サービス基準条例第 110条第1項に規定する指定認知症対応型 共同生活介護事業所をいう。以下同じ。) 若しくは指定介護予防認知症対応型共同 生活介護事業所(第71条第1項に規定する 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業所をいう。次条において同じ。)の居 間若しくは食堂又は指定地域密着型特定 施設(指定地域密着型サービス基準条例第 129条第1項に規定する指定地域密着型特 定施設をいう。次条及び第44条第6項にお いて同じ。) 若しくは指定地域密着型介護 老人福祉施設(指定地域密着型サービス基 準条例第150条第1項に規定する指定地域 密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び 第44条第6項において同じ。)の食堂若し くは共同生活室において、これらの事業所 又は施設(第10条第1項において「本体事 業所等」という。)の利用者、入居者又は 入所者とともに行う指定介護予防認知症 对応型通所介護(以下「共用型指定介護予 防認知症対応型通所介護」という。) の事 業を行う者(以下「共用型指定介護予防認 知症対応型通所介護事業者」という。)が 当該事業を行う事業所(以下「共用型指定 介護予防認知症対応型通所介護事業所」と いう。) に置くべき従業者の員数は、当該 利用者、当該入居者又は当該入所者の数と 当該共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護の利用者(当該共用型指定介護予防 認知症対応型通所介護事業者が共用型指 定認知症対応型通所介護事業者(指定地域 密着型サービス基準条例第64条第1項に 規定する共用型指定認知症対応型通所介 護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併 せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知

第2章 介護予防認知症対応型通所介 護

第4条から第7条まで(略)

第2款 共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護

(従業者の員数)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事 業所(指定地域密着型サービス基準条例第 110条第1項に規定する指定認知症対応型 共同生活介護事業所をいう。以下同じ。) 若しくは指定介護予防認知症対応型共同 生活介護事業所(第71条第1項に規定する 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業所をいう。次条において同じ。)の居 間若しくは食堂又は指定地域密着型特定 施設(指定地域密着型サービス基準条例第 129条第1項に規定する指定地域密着型特 定施設をいう。次条及び第44条第6項にお いて同じ。) 若しくは指定地域密着型介護 老人福祉施設(指定地域密着型サービス基 準条例第150条第1項に規定する指定地域 密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び 第44条第6項において同じ。)の食堂若し くは共同生活室において、これらの事業所 又は施設の利用者、入居者又は入所者とと もに行う指定介護予防認知症対応型通所介 護(以下「共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護」という。) の事業を行う者(以 下「共用型指定介護予防認知症対応型通所 介護事業者」という。)が当該事業を行う 事業所(以下「共用型指定介護予防認知症 対応型通所介護事業所」という。)に置く べき従業者の員数は、当該利用者、当該入 居者又は当該入所者の数と当該共用型指定 介護予防認知症対応型通所介護の利用者 (当該共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業者が共用型指定認知症対応型通 所介護事業者(指定地域密着型サービス基 準条例第64条第1項に規定する共用型指定 認知症対応型通所介護事業者をいう。以下 同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用 型指定介護予防認知症対応型通所介護の事 業と共用型指定認知症対応型通所介護(同

ĺΗ

症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあって護事業所における共用型指定介護の利用者。次条にお予認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第9条(略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所 介護事業者は、指定居宅サービス(法第41 条第1項に規定する指定居宅サービスを いう。)、指定地域密着型サービス(法第 42条の2第1項に規定する指定地域密着 型サービスをいう。)、指定居宅介護支援 (法第46条第1項に規定する指定居宅介 護支援をいう。)、指定介護予防サービス (法第53条第1項に規定する指定介護予 防サービスをいう。)、指定地域密着型介 護予防サービス若しくは指定介護予防支 援(法第58条第1項に規定する指定介護予 防支援をいう。) の事業又は介護保険施設 (法第8条第25項に規定する介護保険施 設をいう。) 若しくは指定介護療養型医療 施設(健康保険法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第83号)附則第130条の2 第1項の規定によりなおその効力を有す るものとされた同法第26条の規定による 改正前の法第48条第1項第3号に規定す る指定介護療養型医療施設をいう。第44条 第6項において同じ。)の運営(第44条第 7項及び第71条第9項において「指定居宅 サービス事業等」という。)について3年 以上の経験を有する者でなければならな V10

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型

項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第9条(略)

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者は、指定居宅サービス(法第41条 第1項に規定する指定居宅サービスをい う。)、指定地域密着型サービス(法第42 条の2第1項に規定する指定地域密着型サ ービスをいう。)、指定居宅介護支援(法 第46条第1項に規定する指定居宅介護支援 をいう。)、指定介護予防サービス(法第 53条第1項に規定する指定介護予防サービ スをいう。)、指定地域密着型介護予防サ ービス若しくは指定介護予防支援(法第58 条第1項に規定する指定介護予防支援をい う。) の事業又は介護保険施設(法第8条 第25項に規定する介護保険施設をいう。) 若しくは指定介護療養型医療施設(健康保 険法等の一部を改正する法律(平成18年法 律第83号) 附則第130条の2第1項の規定に よりなおその効力を有するものとされた同 法第26条の規定による改正前の法第48条第 1項第3号に規定する指定介護療養型医療 施設をいう。第44条第6項において同じ。) の運営(第44条第7項において「指定居宅 サービス事業等」という。) について3年 以上の経験を有する者でなければならな 11

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型

ĺΗ

通所介護事業者は、共用型指定介護予防認 知症対応型通所介護事業所ごとに専らそ の職務に従事する常勤の管理者を置かな ければならない。ただし、共用型指定介護 予防認知症対応型通所介護事業所の管理 上支障がない場合は、当該共用型指定介護 予防認知症対応型通所介護事業所の他の 職務に従事し、又は同一敷地内にある他の 事業所、施設等の職務に従事することがで きるものとする。なお、共用型指定介護予 防認知症対応型通所介護事業所の管理上 支障がない場合は、当該共用型指定介護予 防認知症対応型通所介護事業所の他の職 務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の 本体事業所等の職務に従事することとし ても差し支えない。

2 (略)

第11条から第26条まで(略)

(運営規程)

- 第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 - (1)から(9)まで(略)
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)

第28条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除

通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

第11条から第26条まで(略)

(運営規程)

第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)から(9)まで(略)

新設

(10) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)

第28条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

別 紙 新 ĺΗ く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な 研修を受講させるために必要な措置を講 じなければならない。 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事 新設 業者は、適切な指定介護予防認知症対応型 通所介護の提供を確保する観点から、職場 において行われる性的な言動又は優越的 な関係を背景とした言動であって業務上 必要かつ相当な範囲を超えたものにより 介護予防認知症対応型通所介護従業者の 就業環境が害されることを防止するため の方針の明確化等の必要な措置を講じな ければならない。 (業務継続計画の策定等) 第28条の2 指定介護予防認知症対応型通 新設 所介護事業者は、感染症や非常災害の発生 時において、利用者に対する指定介護予防 認知症対応型通所介護の提供を継続的に 実施するための、及び非常時の体制で早期 の業務再開を図るための計画(以下「業務 継続計画」という。)を策定し、当該業務 継続計画に従い必要な措置を講じなけれ ばならない。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事 新設 業者は、介護予防認知症対応型通所介護従 業者に対し、業務継続計画について周知す るとともに、必要な研修及び訓練を定期的 に実施しなければならない。 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事 新設 業者は、定期的に業務継続計画の見直しを 行い、必要に応じて業務継続計画の変更を 行うものとする。 第29条 (略) 第29条 (略) (非常災害対策) (非常災害対策) 第30条 (略) 第30条 (略) 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事 新設 業者は、前項に規定する訓練の実施に当た って、地域住民の参加が得られるよう連携 に努めなければならない。

(衛生管理等)

第31条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事

(衛生管理等)

指定介護予防認知症対応型通所介護事

第31条 (略)

新 旧

業者は、当該指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所において感染症が発生し、又 はまん延しないように、次の各号に掲げる 措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所における感染症の予防及 びまん延の防止のための対策を検討す る委員会(テレビ電話装置その他の情報 通信機器(以下「テレビ電話装置等」と いう。)を活用して行うことができるも のとする。)をおおむね6月に1回以上 開催するとともに、その結果について、 介護予防認知症対応型通所介護従業者 に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所における感染症の予防及 びまん延の防止のための指針を整備す ること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所において、介護予防認知症 対応型通所介護従業者に対し、感染症の 予防及びまん延の防止のための研修及 び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第32条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第33条から第37条まで(略)

(虐待の防止)

- 第37条の2 指定介護予防認知症対応型通 所介護事業者は、虐待の発生又はその再発 を防止するため、次の各号に掲げる措置を 講じなければならない。
 - (1) 当該指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所における虐待の防止のた めの対策を検討する委員会(テレビ電話 装置等を活用して行うことができるも

業者は、当該指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所において感染症が発生し、又 はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u> よう努めなければならない。

新設

新設

新設

(掲示)

第32条 (略)

新設

第33条から第37条まで(略)

新設

のとする。)を定期的に開催するととも に、その結果について、介護予防認知症 対応型通所介護従業者に周知徹底を図 ること。

- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所における虐待の防止のた めの指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所において、介護予防認知症 対応型通所介護従業者に対し、虐待の防 止のための研修を定期的に実施するこ と。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施 するための担当者を置くこと。

第38条 (略)

(地域との連携等)

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者は、指定介護予防認知症対応型通 所介護の提供に当たっては、利用者、利用 者の家族、地域住民の代表者、指定介護予 防認知症対応型通所介護事業所が所在す る区の職員又は当該指定介護予防認知症 対応型通所介護事業所が所在する区域を 管轄する法第115条の46第1項に規定する 地域包括支援センターの職員、介護予防認 知症対応型通所介護について知見を有す る者等により構成される協議会(テレビ電 話装置等を活用して行うことができるも のとする。ただし、利用者又はその家族(以 下この項及び第49条において「利用者等」 という。)が参加する場合にあっては、テ レビ電話装置等の活用について当該利用 者等の同意を得なければならない。) (以 下この項において「運営推進会議」とい う。)を設置し、おおむね6月に1回以上、 運営推進会議に対し活動状況を報告し、運 営推進会議による評価を受けるとともに、 運営推進会議から必要な要望、助言等を聴 く機会を設けなければならない。

第2項から第5項まで(略) 第40条から第43条まで(略) 第2節 人員に関する基準 新設

新設

新設

第38条 (略)

(地域との連携等)

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者は、指定介護予防認知症対応型通 所介護の提供に当たっては、利用者、利用 者の家族、地域住民の代表者、指定介護予 防認知症対応型通所介護事業所が所在す る区の職員又は当該指定介護予防認知症 対応型通所介護事業所が所在する区域を 管轄する法第115条の46第1項に規定する 地域包括支援センターの職員、介護予防認 知症対応型通所介護について知見を有す る者等により構成される協議会(以下この 項において「運営推進会議」という。)を 設置し、おおむね6月に1回以上、運営推 進会議に対し活動状況を報告し、運営推進 会議による評価を受けるとともに、運営推 進会議から必要な要望、助言等を聴く機会 を設けなければならない。

第2項から第5項まで(略) 第40条から第43条まで(略) 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第44条 (略)

第2項から第5項まで(略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前 各項に定める人員に関する基準を満たす 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者 を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の 人員に関する基準を満たす従業者を置い ているときは、同表の右欄に掲げる当該介 護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、 同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事 することができる。

当該指定介指定認知症対応型介護職員 護 予 防 小 規共同生活介護事業 模 多 機 能 型所、指定地域密着型 居 宅 介 護 事 特定施設、指定地域 |業 所 に 中 欄密 着型介護老人福 に掲げる施祉施設、指定介護老 設等のいず人福祉施設、介護老 れかが併設人保健施設、指定介 されている護療養型医療施設 場合 (医療法(昭和23年 法律第205号) 第7 条第2項第4号に 規定する療養病床 を有する診療所で あるものに限る。) 又は介護医療院 |当 該 指 定 介||前項中欄に掲げる||看護師又は 護 予 防 小 規施設等、指定居宅サ准看護師 模 多 機 能 型一ビスの事業を行 居 宅 介 護 事ら事業所、指定定期 業 所 の 同 一巡回・随時対応型訪 敷 地 内 に 中間介護看護事業所、 欄に掲げる指定地域密着型通 施 設 等 の い所介護事業所又は ずれかがあ指定認知症対応型 る場合 通所介護事業所_

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト 型指定介護予防小規模多機能型居宅介護 ĺΗ

(従業者の員数等)

第44条 (略)

第2項から第5項まで(略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前 各項に定める人員に関する基準を満たす介 護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置 くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員 に関する基準を満たす従業者を置いている ときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防 小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の 中欄に掲げる施設等の職務に従事すること ができる。

当該指定介指定認知症対応型介護職員 護 予 防 小 規 共 同 生 活 介 護 事 業 模 多 機 能 型所、指定地域密着型 居宅介護事特定施設、指定地域 業所に中欄密着型介護老人福 に掲げる施祉施設 設等のいず 、指定介 れかが併設 されている護療養型医療施設 場合 (医療法(昭和23年 法律第205号) 第7 条 第 2 項 第 4 号 に 規定する療養病床 を有する診療所で あるものに限る。) 又は介護医療院 |当 該 指 定 介前 項 中欄 に掲げる|看護師又は 護 予 防 小 規施設等、指定居宅サ准看護師 模 多 機 能 型┡ビスの事業を行 居 宅 介 護 事り事業所、指定定期 業 所 の 同 一巡回・随時対応型訪 敷地内に中間介護看護事業所、 欄に掲げる 施設等のい ずれかがあ指定認知症対応型 る場合 通所介護事業所、指 定介護老人福祉施 設又は介護老人保 健施設

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト 型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事

ΙĦ

事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業所であって、指定居宅サービス事 業等その他の保健医療又は福祉に関する 事業について3年以上の経験を有する指 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 者又は指定看護小規模多機能型居宅介護 事業者(指定地域密着型サービス基準条例 第191条第1項に規定する指定看護小規模 多機能型居宅介護事業者をいう。) により 設置される当該指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業所以外の指定介護予防 小規模多機能型居宅介護事業所又は指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所(同項 に規定する指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所をいう。) であって当該指定介 護予防小規模多機能型居宅介護事業所に 対して指定介護予防小規模多機能型居宅 介護の提供に係る支援を行うもの(以下こ の章において「本体事業所」という。)と の密接な連携の下に運営されるものをい う。以下同じ。) に置くべき訪問サービス の提供に当たる介護予防小規模多機能型 居宅介護従業者については、本体事業所の 職員により当該サテライト型指定介護予 防小規模多機能型居宅介護事業所の登録 者の処遇が適切に行われると認められる ときは、1人以上とすることができる。

第8項から第13項まで(略)

(管理者)

第45条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、護老人保健施設、介護医療院、指定認型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令

業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業所であって、指定居宅サービス事業 等その他の保健医療又は福祉に関する事業 について3年以上の経験を有する指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指 定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指 定地域密着型サービス基準条例第191条第 1項に規定する指定看護小規模多機能型居 宅介護事業者をいう。) により設置される 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所以外の指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能 型居宅介護事業所(同項に規定する指定看 護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) であって当該指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所に対して指定介護予防小規 模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行 うもの(以下「本体事業所」という。)と の密接な連携の下に運営されるものをい う。以下同じ。) に置くべき訪問サービス の提供に当たる介護予防小規模多機能型居 宅介護従業者については、本体事業所の職 員により当該サテライト型指定介護予防小 規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処 遇が適切に行われると認められるときは、 1人以上とすることができる。

第8項から第13項まで(略)

(管理者)

第45条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護とスセンターをいう。以下同じ。)な行政を大保健施設、介護医療院、指定認知型サービス事業所(指定地域密着型サービス事業所(指定地域密着型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護福祉工工法第8条第2項に規定する政令で定

で定める者をいう。次条、<u>第72条第3項</u>及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第46条から第48条まで(略)

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業者は、指定介護予防小規模多機能 型居宅介護の提供に当たっては、介護支援 専門員(第44条第12項の規定により、介護 支援専門員を配置していないサテライト 型指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所にあっては、本体事業所の介護支援 専門員。以下この条及び第67条において同 じ。) が開催するサービス担当者会議(介 護支援専門員が指定介護予防サービス等 の利用に係る計画の作成のために指定介 護予防サービス等の利用に係る計画の原 案に位置付けた指定介護予防サービス等 の担当者を招集して行う会議(テレビ電話 装置等を活用して行うことができるもの とする。ただし、利用者等が参加する場合 にあっては、テレビ電話装置等の活用につ いて当該利用者等の同意を得なければな <u>らない。)</u>をいう。)等を通じて、利用者 の心身の状況、その置かれている環境、他 の保健医療サービス又は福祉サービスの 利用状況等の把握に努めなければならな V)

第50条から第56条まで(略)

(運営規程)

第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業者は、指定介護予防小規模多機能 型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業 の運営についての重要事項に関する規程 を定めておかなければならない。

(1)から(9)まで(略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する 事項 ΙĦ

める者をいう。次条、<u>第72条第2項</u>及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第46条から第48条まで(略)

第4節 運営に関する基準

(心身の状況等の把握)

第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業者は、指定介護予防小規模多機能 型居宅介護の提供に当たっては、介護支援 専門員 (第44条第12項の規定により、介護 支援専門員を配置していないサテライト 型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業所にあっては、本体事業所の介護支援専 門員。以下この条及び第67条において同 じ。) が開催するサービス担当者会議(介 護支援専門員が指定介護予防サービス等 の利用に係る計画の作成のために指定介 護予防サービス等の利用に係る計画の原 案に位置付けた指定介護予防サービス等 の担当者を招集して行う会議をいう。)等 を通じて、利用者の心身の状況、その置か れている環境、他の保健医療サービス又は 福祉サービスの利用状況等の把握に努めな ければならない。

第50条から第56条まで(略)

(運営規程)

第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業者は、指定介護予防小規模多機能 型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業 の運営についての重要事項に関する規程を 定めておかなければならない。

(1)から(9)まで(略)

(11) その他運営に関する重要事項 (定員の遵守)

第58条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域 その他これに類する地域において、地域の 実情により当該地域における指定介護予 防小規模多機能型居宅介護の効率的運営 に必要であると区が認めた場合は、指定介 護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、 区が認めた日から大田区介護保険事業計 画(法第117条第1項に規定する市町村介 護保険事業計画をいう。以下この項におい て同じ。) の終期まで(区が次期の大田区 介護保険事業計画を作成するに当たって、 新規に代替サービスを整備するよりも既 存の指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業所を活用することがより効率的で あると認めた場合にあっては、次期の大田 区介護保険事業計画の終期まで) に限り、 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サ ービスの利用定員を超えて指定介護予防 小規模多機能型居宅介護の提供を行うこ とができる。

第59条から第61条まで(略)

第62条 削除

旧

(10) その他運営に関する重要事項 (定員の遵守)

第58条 (略)

新設

第59条から第61条まで(略)

(地域との連携等)

第62条 指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業者は、指定介護予防小規模多機能 型居宅介護の提供に当たっては、利用者、 利用者の家族、地域住民の代表者、指定介 護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所 在する区の職員又は当該指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業所が所在する区域 を管轄する法第115条の46第1項に規定す る地域包括支援センターの職員、介護予防 小規模多機能型居宅介護について知見を有 する者等により構成される協議会(以下こ の項において「運営推進会議」という。) を設置し、おおむね2月に1回以上、運営 推進会議に対し通いサービス及び宿泊サー ビスの提供回数等の活動状況を報告し、運 営推進会議による評価を受けるとともに、 運営推進会議から必要な要望、助言等を聴 く機会を設けなければならない。

新 ĺΗ 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言 等についての記録を作成するとともに、当 該記録を公表しなければならない。 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業者は、その事業の運営に当たっては、 地域住民又はその自発的な活動等との連携 及び協力を行う等の地域との交流を図らな ければならない。 4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業者は、その事業の運営に当たっては、 提供した指定介護予防小規模多機能型居宅 介護に関する利用者からの苦情に関して、 区等が派遣する者が相談及び援助を行う事 業その他の区が実施する事業に協力するよ う努めなければならない。 5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業者は、指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所の所在する建物と同一の建物 に居住する利用者に対して指定介護予防小 規模多機能型居宅介護を提供する場合に は、当該建物に居住する利用者以外の者に 対しても指定介護予防小規模多機能型居宅 介護の提供を行うよう努めなければならな *ل*١, (居住機能を担う併設施設等への入居) (居住機能を担う併設施設等への入居) 第63条 (略) 第63条 (略) (記録の整備) (記録の整備) 第64条 (略) 第64条 (略) 2 (略) 2 (略) (1)から(7)まで(略) (1)から(7)まで(略) (8) 次条において準用する第39条第2 (8) 第62条第2項に規定する報告、評価、 項に規定する報告、評価、要望、助言等 要望、助言等の記録 の記録 (準用) (準用) 第65条 第11条から第15条まで、第21条、第 第65条 第11条から第15条まで、第21条、第 23条、第24条、第26条、第28条、第28条の 23条、第24条、第26条、第28条 ___、第31条から第36条まで、第37条(第 2、第31条から第39条まで(第37条第4項

4項を除く。)及び第38条の規定は、指定

について準用する。この場合において、第

介護予防小規模多機能型居宅介護の事業

11条第1項中「第27条に規定する運営規

を除く。) の規定は、指定

介護予防小規模多機能型居宅介護の事業

について準用する。この場合において、第

11条第1項中「第27条に規定する運営規

程」とあるのは「第57条に規定する重要事 項に関する規程」と、同項、第28条第3項 及び第4項、第28条の2第2項、第31条第 2項第1号及び第3号、第32条第1項並び に第37条の2第1号及び第3号中「介護予 防認知症対応型通所介護従業者」とあるの は「介護予防小規模多機能型居宅介護従業 者」と、第26条第2項中「この節」とある のは「第3章第4節」と、第39条第1項中 「介護予防認知症対応型通所介護につい て知見を有する者」とあるのは「介護予防 小規模多機能型居宅介護について知見を 有する者」と、「6月」とあるのは「2月」 と、「活動状況」とあるのは「通いサービ ス及び宿泊サービスの提供回数等の活動 状況」と読み替えるものとする。

第66条から第69条まで(略)

第4章 介護予防認知症対応型共同生 活介護

第70条 (略)

第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)

第71条 指定介護予防認知症対応型共同生 活介護の事業を行う者(以下「指定介護予 防認知症対応型共同生活介護事業者」とい う。) が当該事業を行う事業所(以下「指 定介護予防認知症対応型共同生活介護事 業所」という。) ごとに置くべき指定介護 予防認知症対応型共同生活介護の提供に 当たる従業者(以下「介護従業者」という。) の員数は、当該事業所を構成する共同生活 住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の 時間帯に指定介護予防認知症対応型共同 生活介護の提供に当たる介護従業者を、常 勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者 (当該指定介護予防認知症対応型共同生 活介護事業者が指定認知症対応型共同生 活介護事業者(指定地域密着型サービス基 準条例第110条第1項に規定する指定認知 症対応型共同生活介護事業者をいう。以下 同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定 介護予防認知症対応型共同生活介護の事 業と指定認知症対応型共同生活介護(指定 ĺΗ

程」とあるのは「第57条に規定する重要事

項に関する規程」と、
「介護予
防認知症対応型通所介護従業者」とあるの
は「介護予防小規模多機能型居宅介護従業
者」と、第26条第2項中「この節」とある
のは「第3章第4節」と、 <u>第28条第3項及</u>
び第32条中「介護予防認知症対応型通所介
護従業者」とあるのは「介護予防小規模多
機能型居宅介護従業者」
と読み替えるものとする。

第66条から第69条まで(略)

第4章 介護予防認知症対応型共同生 活介護

第70条 (略)

第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)

第71条 指定介護予防認知症対応型共同生 活介護の事業を行う者(以下「指定介護予 防認知症対応型共同生活介護事業者」とい う。) が当該事業を行う事業所(以下「指 定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 所」という。) ごとに置くべき指定介護予 防認知症対応型共同生活介護の提供に当た る従業者(以下「介護従業者」という。) の員数は、当該事業所を構成する共同生活 住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の 時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生 活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤 換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当 該指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業者が指定認知症対応型共同生活介護事 業者(指定地域密着型サービス基準条例第 110条第1項に規定する指定認知症対応型 共同生活介護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防 認知症対応型共同生活介護の事業と指定認 知症対応型共同生活介護(指定地域密着型

ĺΗ

地域密着型サービス基準条例第109条に規 定する指定認知症対応型共同生活介護を いう。以下同じ。) の事業とが同一の事業 所において一体的に運営されている場合 にあっては、当該事業所における指定介護 予防認知症対応型共同生活介護又は指定 認知症対応型共同生活介護の利用者。以下 この条及び第74条において同じ。)の数が 3又はその端数を増すごとに1以上とす るほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務 (夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務 (宿直勤務を除く。) をいう。以下この項 において同じ。)を行わせるために必要な 数以上とする。ただし、当該指定介護予防 認知症対応型共同生活介護事業所の有す る共同生活住居の数が3である場合にお いて、当該共同生活住居が全て同一の階に おいて隣接し、介護従業者が円滑な利用者 の状況把握及び速やかな対応を行うこと が可能な構造である場合であって、当該指 定介護予防認知症対応型共同生活介護事 業者による安全対策が講じられ、利用者の 安全性が確保されていると認められると きは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予 防認知症対応型共同生活介護事業所ごと に置くべき介護従業者の員数は、夜間及び 深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業 者に夜間及び深夜の勤務を行わせるため に必要な数以上とすることができる。

第2項から第4項まで(略)

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介 護事業者は、指定介護予防認知症対応型共 同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス ス又は福祉サービスの利用に係る計画の 作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介 計画の作成を担当させるのに適当と認め られるものを専らその職務に従事する計 画作成担当者としなければならない。ただ し、利用者の処遇に支障がない場合は、当 該指定介護予防認知症対応型共同生活介 護事業所における他の職務に従事するこ サービス基準条例第109条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあってはは対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第74条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせるために必要な数以上とする。

第2項から第4項まで(略)

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介 護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る 計画の作成に関し知識及び経験を有する者 であって介護予防認知症対応型共同生活介 護計画の作成を担当させるのに適当と認め られるものを専らその職務に従事する計画 作成担当者としなければならない。ただし、 利用者の処遇に支障がない場合は、当該共 同生活住居における他の職務に従事するこ とができるものとする。

とができるものとする。

第6項から第8項まで(略)

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテラ イト型指定介護予防認知症対応型共同生 活介護事業所(指定介護予防認知症対応型 共同生活介護事業所であって、指定居宅サ ービス事業等その他の保健医療又は福祉 <u>に関する事業について3</u>年以上の経験を 有する指定介護予防認知症対応型共同生 活介護事業者により設置される当該指定 介護予防認知症対応型共同生活介護事業 所以外の指定介護予防認知症対応型共同 生活介護事業所であって当該指定介護予 防認知症対応型共同生活介護事業所に対 して指定介護予防認知症対応型共同生活 介護の提供に係る支援を行うもの(以下こ の章において「本体事業所」という。)と の密接な連携の下に運営されるものをい う。以下同じ。) については、介護支援専 門員である計画作成担当者に代えて、第6 項の別に厚生労働大臣が定める研修を修 <u>了している者</u>を置くことができる。

10 (略)

11 (略)

(管理者)

第72条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活 住居の管理上支障がない場合は、サテライ ト型指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業所における共同生活住居の管理 者は、本体事業所における共同生活住居の 管理者をもって充てることができる。

3 (略)

(指定介護予防認知症対応型共同生活介 護事業者の代表者)

第73条 (略)

第3節 設備に関する基準

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下 (サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2)とする。

旧

第6項から第8項まで(略)

新設

9 (略)

10 (略)

(管理者)

第72条 (略)

新設

2 (略)

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業者の代表者)

第73条 (略)

第3節 設備に関する基準

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下とする。

第2項から第7項まで(略)

第4節 運営に関する基準

第75条から第77条まで(略)

(身体的拘束等の禁止)

第78条 (略)

2 (略)

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介 護事業者は、身体的拘束等の適正化を図る ため、次に掲げる措置を講じなければなら ない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) • (3) (略)

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス至りでは地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

- 第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - (1)から(6)まで(略)
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (8) その他運営に関する重要事項

ĺΗ

第2項から第7項まで(略)

第4節 運営に関する基準

第75条から第77条まで(略)

(身体的拘束等の禁止)

第78条 (略)

2 (略)

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介 護事業者は、身体的拘束等の適正化を図る ため、次に掲げる措置を講じなければなら ない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策 を検討する委員会を3月に1回以上開催 するとともに、その結果について、介護 従業者その他の従業者に周知徹底を図る こと。

(2) • (3) (略)

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない

(1)から(6)まで(略)

新設

(7) その他運営に関する重要事項

郭

(勤務体制の確保等)

第81条 (略)

2 (略)

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介 護事業者は、適切な指定介護予防認知症対 応型共同生活介護の提供を確保する観点 から、職場において行われる性的な言動又 は優越的な関係を背景とした言動であっ て業務上必要かつ相当な範囲を超えたも のにより介護従業者の就業環境が害され ることを防止するための方針の明確化等 の必要な措置を講じなければならない。

第82条から第85条まで(略)

(進用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、 第23条、第24条、第26条、第28条の2、第 31条から第34条まで、第36条から第39条ま で(第37条第4項及び第39条第5項を除 く。)、第56条、第59条及び第61条 の規定は、指定介護予防認知症対応型共 同生活介護の事業について準用する。この 場合において、第11条第1項中「第27条に 規定する運営規程」とあるのは「第80条に 規定する重要事項に関する規程」と、同項、 第28条の2第2項、第31条第2項第1号及 び第3号、第32条第1項並びに第37条の2 第1号及び第3号中「介護予防認知症対応 型通所介護従業者」とあるのは「介護従業 者」と、第26条第2項中「この節」とある のは「第4章第4節」と、第39条第1項中 ĺΠ

(勤務体制の確保等)

第81条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介 護事業者は、介護従業者の資質の向上のた めに、その研修の機会を確保しなければな らない。

新設

第82条から第85条まで(略)

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、 第23条、第24条、第26条 _____、第 31条から第34条まで、第36条<u>第37条(第</u> 4 項を除く。)、第38条

条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、

_____「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護

ΙП

「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と

読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準

(指定介護予防認知症対応型共同生活介 護の基本取扱方針)

第87条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介 護事業者は、自らその提供する指定介護予 防認知症対応型共同生活介護の質の評価 を行うとともに、定期的に次に掲げるいず れかの評価を受けて、それらの結果を公表 し、常にその改善を図らなければならない。
 - (1) 外部の者による評価
 - (2) 前条において準用する第39条第1 項に規定する運営推進会議における評 価

第3項から第5項まで(略)

第88条から第90条まで(略)

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス 事業者及び指定地域密着型介護予防サー ビスの提供に当たる者は、作成、保存その 他これらに類するもののうち、この条例の 規定において書面(書面、書類、文書、謄 本、抄本、正本、副本、複本その他文字、 予防認知症対応型通所介護従業者」とある のは「介護従業者」

一と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護 の基本取扱方針)

第87条 (略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介 護事業者は、自らその提供する指定介護予 防認知症対応型共同生活介護の質の評価を 行うとともに、定期的に<u>外部の者による</u>評 価を受けて、それらの結果を公表し、常に その改善を図らなければならない。

新設

新設

第3項から第5項まで(略)

第88条から第90条まで(略)

新設

図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス 者及び指定地域密着型介護予防サービス の提供に当たる者は、交付、説明、同意、 承諾その他これらに類するもの(以下「交 付等」という。)のうち、この条例の規定 において書面で行うことが規定されてい る又は想定されるものについては、当該交 付等の相手方の承諾を得て、書面に代え て、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法 その他人の知覚によって認識することが できない方法をいう。)によることができ る。

<u>付 則</u>

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行 する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月3 1日までの間、この条例による改正後の大 田区指定地域密着型介護予防サービスの 事業の人員、設備、運営等及び指定地域密 着型介護予防サービスに係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例(以下「新地域密着型介護予 防サービス基準条例」という。)第3条第3 項及び第37条の2 (新地域密着型介護予防 サービス基準条例第65条及び第86条にお いて準用する場合を含む。)の規定の適用 については、これらの規定中「講じなけれ

新 旧

ば」とあるのは「講じるよう努めなければ」 とし、新地域密着型介護予防サービス基準 条例第27条、第57条及び第80条の規定の適 用については、これらの規定中「、次に」 とあるのは「、虐待の防止のための措置に 関する事項に関する規程を定めておくよ う努めるとともに、次に」と、「重要事項」 とあるのは「重要事項(虐待の防止のため の措置に関する事項を除く。)」とする。 (業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月3 1日までの間、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2 (新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第28条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
 - (居宅サービス事業者等における感染症の 予防及びまん延の防止のための措置に係 る経過措置)
- 4 この条例の施行の日から令和6年3月3 1日までの間、新地域密着型介護予防サービス基準条例第31条第2項(新地域密着型 介護予防サービス基準条例第65条及び第8 6条において準用する場合を含む。)の規定 の適用については、第31条第2項中「講じ なければ」とあるのは「講じるよう努めな ければ」とする。
 - (認知症に係る基礎的な研修の受講に関す る経過措置)_
- 5 この条例の施行の日から令和6年3月3 1日までの間、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条第3項後段(新地域密 着型介護予防サービス基準条例第65条に おいて準用する場合を含む。)及び第81条 第3項後段の規定の適用については、これ らの規定中「講じなければ」とあるのは「講 じるよう努めなければ」とする。